

入札・契約制度等の見直しについて

平成 14 年度に制限付き一般競争入札を導入以来、より公正で競争性と透明性の高い入札制度を目指す中で、

- ・ 地方公共団体における入札及び契約の適正化について（平成 19 年 3 月 30 日付け総行第 65 号、国総入企第 63 号）により、適正化のための措置等を講じるよう要請があったこと
 - ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律により総合評価方式の導入・拡充を図ることが求められていること
 - ・ 建設コンサルタント業務にかかる入札について低価格による入札案件が相次ぎ、今後、成果品の品質確保への弊害が懸念されること
- 等を踏まえ、公共工事及び建設コンサルタント業務に係る入札・契約制度等について一部見直しを行う。

1 入札額変動型最低制限価格制度の導入

(1) 趣旨

ダンピング受注を未然に防止するため、全ての建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札において、入札額変動型最低制限価格を導入する。

(2) 内容

入札額の安い順に予定価格の範囲内での応札者の 1 / 2（端数切上げ）の平均価格（予定価格の範囲内での応札者が全応札者の 1 / 2 に満たない場合は予定価格の範囲内での応札者の平均価格）に、0. 8 を乗じた額（それぞれ千円未満切捨て）をもって最低制限価格として設定する。

なお、応札者が 5 社未満の場合はそもそもの競争性が低いため、最低制限価格は設定しない。

2 総合評価方式の試行

(1) 趣旨

技術と経営に優れた企業の育成と不良・不適格業者の排除等により公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式を試行する。

(2) 内容

平成 19 年度において 2 件程度の試行を行い、結果を踏まえて平成 20 年度以降の拡充を検討する。

3 電子入札システムの導入

(1) 趣旨

入札に係る一連の事務の簡素化、費用の縮減と談合等不正行為の防止及び競争性の

向上を図るため、電子入札システムを導入する。

(2) 内容

新潟県電子入札システムを共同利用することにより、平成20年度以降段階的に電子入札システムを導入する。

今後の開発状況を踏まえ導入スケジュール等の具体的検討を行い、入札参加者において計画的な事前準備が行えるよう配慮する。

4 単独諸経費の運用の見直し

(1) 趣旨

土木工事の設計・積算の統一化と技術力の向上を図ることによる公共工事の品質確保を図るため、単独工事において採用している単独諸経費率の運用を見直す。

(2) 内容

平成20年度以降、競争入札に付す建設工事の積算に当たっては全て国県の諸経費率を採用することとし、単独諸経費は1,300千円以下の小規模工事に限定する。

5 開札立会人の指定

(1) 趣旨

建設工事の入札に当たって、現在全業者が入札結果発表まで立ち会っているところ、入札参加業者の事務負担の軽減を図るため、入札後、入札結果発表まで立会いをする業者（開札立会人）をあらかじめ指定する。

(2) 内容

当日の入札参加受付数を3で除した数（端数切上げ）及びその倍数の受付順の入札参加者をもって開札立会人として指定し、入札結果発表まで立会いを依頼する。

該当者が入札を辞退した場合は、入札参加受付順に1番ずつ順次繰り下げて指定する。

6 見積明細書（工事費内訳書）の提出

(1) 趣旨

建設工事の入札に当たって、現在、最低価格者及び市が必要と認める入札参加者のみ提出を義務付けている見積明細書について、適切な積算を行った上で入札に参加することを担保・徹底するため、見積明細書の提出範囲を拡大する。

(2) 内容

原則、全ての入札参加者に見積明細書の提出を義務付ける。

7 指名停止の強化

(1) 趣旨

談合等の抑止と再発防止を図るため、大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置を強化する。

(2) 内容

重大な独占禁止法違反等に対する指名停止措置（期間6か月以上24か月以内）を新設する。

独占禁止法違反に係る確定判決等において、談合等の首謀者であることが明らかになった場合において指名停止期間を2倍にする。

※ 継続検討事項等

① 予定価格事後公表の運用

平成18年9月から、概ね3割の案件について事後公表を試行しているところ、事前公表と事後公表（不調案件含む）では平均落札率で7ポイント程度の乖離があるものの、引き続きその推移を検証するため3割程度の事後公表を継続する。

② 除雪協力業者に対する支援

旧市町村の地区により建設業者による除雪協力の対応に違いがあるため、除雪協力と一般競争入札との関連付けは行わない。

総合評価方式の評価項目における「地域貢献度」の評価内容としての採用及び待機料については他市町村の実態等も調査し検討を行う。

③ 入札参加資格の拡大

平成14年度の制限付き一般競争入札導入以降も競争性が発揮されない（落札率に変動が見られない）職種について、競争性を向上させるため入札参加資格の拡大も含めて検討を行う。

④ 随意契約の運用

予定価格1,300千円以下で実施している随意契約について、競争性の向上を図る方策を含め、その運用の検討を行う。

入札額変動型最低制限価格制度の導入について

1 最低制限価格の設定方法

○入札額の安い順に予定価格の範囲内で応札者の1/2（端数切上げ）の平均価格の0.8で設定

○平均価格 × 0.8 = 最低制限価格（それぞれ千円未満切捨て）

※注1 予定価格の範囲内での応札者が全応札者の1/2に満たない場合は予定価格の範囲内での応札者の平均価格の0.8で設定

※注2 応札者が5者未満の場合は最低制限価格は設定しない。

2 算出例

予定価格 11,850,000円の場合

単位：円

入札 応札者 の入札 順位 及び 金額	順位（低い順）	入札金額（税抜き）	記事
	1位	7,350,000	失格
	2位	7,480,000	失格
	3位	9,550,000	落札
	4位	10,300,000	
	5位	10,400,000	
	6位	11,450,000	
	7位	11,520,000	
	8位	11,600,000	
	9位	11,800,000	
	10位	11,800,000	
	11位	11,850,000	
	12位	11,860,000	超過
13位	11,900,000	超過	
平均額算出対象者数		11者×0.5=5.5⇒6者	
対象者の平均価格		9,421,000	
最低制限価格 (平均価格の80%)		7,536,000 (9,421,000×0.8)	
結果（落札者）		入札順位3位が落札者となります。	

開札立会人制度の導入について

1 開札立会人の指定方法

- 当日の入札参加受付数を3で除した数（端数切上げ）及びその倍数の受付順番の入札参加者をもって開札立会人に指定し、入札結果発表まで立会いを依頼する。
- 該当者が入札を辞退した場合は、入札参加受付順に1番ずつ順次繰り下げて指定する。

2 指 定 例

- 入札参加受付数 100者の場合
 - ・ 1人目（入札参加受付数÷3（端数切上げ））
 $100 \text{ 者} \div 3 = 33.3 \Rightarrow 34 \text{ 番}$
 - ・ 2人目（1人目の倍数）
 $34 \text{ 番} \times 2 = 68 \text{ 番}$
 - ・ この場合における開札立会人は、受付順番34番と68番が開札立会人となります。
 - ※ 34番の該当者が入札を辞退した場合は、35番が開札立会人に、
68番の該当者が入札を辞退した場合は、69番が開札立会人となる。

3 落札予定者が複数者の場合の決定方法

- 落札予定者が複数者の場合は、開札立会人からくじ引きをしていただき、落札者を決定いたします。